

【民法】

問題1 次の事例を読んで、各小問に簡潔に解答しなさい。

【事例】 Xは、2008年10月26日、鮮魚店を開業する目的で、訴外Aから甲・乙・丙の各土地を購入し、所有権移転登記を経由した。その際、融資を受ける銀行の指導に従い、公道に接する間口が広がることによって甲・乙・丙の担保価値を高めるために、Xは、甲・乙・丙の通路として、2009年4月6日、訴外Bから隣地である丁土地を購入し、所有権移転登記を経由した。

Yは、丁土地の西側に隣接する自己所有土地上に建物を所有していたところ、1989年2月1日から同建物の通路として丁土地をコンクリート舗装して占有使用してきた。Xは、Yが丁土地を舗装して占有使用してきたことを知っており、丁土地を取得するに当たっては、Yの通行を妨害する意図も有していた。

Xは、Yに対して、丁土地は自分が訴外Bから買い取ったとして、丁土地の所有権確認を請求するとともに、コンクリート舗装の撤去を求めた。

小問(1) Xが2009年5月1日に丁土地の所有権確認等を請求してきた場合、Yは、Xの請求に対して、2009年5月1日の時点で、丁土地の時効取得をもって反論しうるか解答しなさい。

小問(2) Yが小問(1)の反論をなしえないとすると、Yは、Xの請求に対して、時効取得以外の理由をもって反論しうるか解答しなさい。

問題 2 次の**事例**を読んで、各小問に簡潔に解答しなさい。解答にあたっては判例に照らして解答すること。なお、下記の各小問は独立の問題である。

【事例】 AとAの父親Bは、共同で経営する衣料品店の運転資金としてCから300万円の融資を受けていた（以下、本件融資に基づく債務を「本件債務」という。）。本件債務については、AとBが連帯して返済することになっていた。また、AB間には負担部分について特段の合意はなかった。その後、Bが死亡し、Bの息子である、A、D、Eの3名が平等の割合で相続をした。

本件債務について履行期が到来したので、Cは、本件債務の返済を求めようと考えている。

小問(1) Aからの返済が困難であるという事情があり、Cは、DあるいはEに300万円を請求しようとしているが認められるか。また、もし300万円の請求が認められないとした場合には、いくら請求することが認められるか。

小問(2) AがCに300万円の返済をした場合、Aは、DやEに対して、いくら求償することが認められるか。